市　章

大津市公報

令　和　8　年　5　月　29 日
号　外　（第　39　号　の　2）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 訓　　令
3　大津市事務決裁規程の一部改正…… 1

訓　　令

大津市訓令第３号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第９号）の一部を次のように改正する。

令和８年５月29日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

第６条の２第２項中「市民部長」を「総務部長又は市民部長」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年５月29日から施行する。